

宇都宮市霊園

申込みの手引

(平成26年8月期募集)



宇都宮市霊園等指定管理者

○栃木県造園建設業協同組合

(北山霊園・上河内東山霊園・河内霊園・河内北霊園)

○平石環境システム・宇都宮文化センター・五光宇都宮店共同事業体

(聖山公園・東の杜公園・八幡山墓地)

募集の概要

1 募集する霊園と区画数

霊園名	種別と区画面積	募集数	使用料	管理手数料(年間)
北山霊園	1種(20㎡)	1区画	1,404,000円	28,080円
	2種(12㎡)	4区画	655,000円	16,840円
	3種(6㎡)	8区画	250,000円	8,420円
	4種(4㎡)	2区画	164,000円	5,610円
東の杜公園	4種(4㎡)	30区画	230,000円	5,610円
	芝生(0.73㎡)	17区画	230,000円	6,350円
河内北霊園	1種(4.96㎡)	20区画	250,000円	1,540円
上河内東山霊園	3種(5㎡)	1区画	130,000円	2,050円

2 使用料と管理手数料の支払い

- ・使用料の支払いは、使用許可時の1回限りです。
- ・管理手数料は毎年5月にお支払いいただきます。
なお、使用開始初年度は、使用許可日に応じた月割額となります。

と

3 墓地の使用開始時期

- ・使用料の納付後に使用許可証を交付します。
- ・お墓の建立や遺骨の埋葬は、使用許可証の交付後となります。

4 市営霊園等の管理・運営について

- ・下記の市営霊園等については、指定管理者による管理を行っております。

北山霊園・上河内東山霊園・河内霊園・河内北霊園	栃木県造園建設業協同組合
聖山公園・東の杜公園・八幡山墓地	平石環境システム・宇都宮文化センター・五光宇都宮店共同事業体

申込みの方法

1 申込みの資格

以下のすべての要件を満たす方

- ① 宇都宮市に6ヶ月以上住所を有している。
- ② 使用できる墓地を持っていない。
- ③ 埋葬すべき遺骨がある。

※ただし、東の杜公園に限り、遺骨が無くても申込者本人が満70歳以上の方は申込みいただくことができます。(高齢者本人募集)

2 必要書類

以前に市営霊園の抽選に外れた方で再度申込みをされる方は、その内容により書類を省略できることがありますので、申込みの際にお申し出ください。

① 使用許可申請書

② 申立書

※他に使用できる墓地がないこと等の申し立て

③ 申込者の戸籍謄本

④ 火葬許可証の原本とその写し

※市営霊園納骨堂をお使いの方は**納骨堂使用許可証**、その他の納骨堂等をお使いの方はその管理者の**証明書(埋蔵等証明書)**

⑤ 死亡者の死亡記事が載っている戸籍謄本又は除籍謄本

※③の申込者の戸籍謄本に死亡者の死亡記事が載っている場合は不要

⑥ 承諾書と改製原戸籍等(承諾者の存在を確認できるもの)

※申込者と同格以上の祭祀を主宰すべき者(兄弟等)の存在の有無を確認するための改製原戸籍等及びその者の承諾が必要(承諾する者の同意が行方不明等で取れない場合は、申立書が必要)

⑦ 委任状

※申込者及びその家族以外の方が申請書を提出する場合に必要

※**高齢者本人募集**の場合は上記①、②、③、⑦及び承継予定者の戸籍謄本と承諾書が必要です。

3 注意事項

- 1 申込みは1人につき1区画です。
- 2 区画の指定は出来ません。すべて抽選で決定します。
- 3 申込書類に不正や虚偽の記載があった場合は無効とします。
- 4 当選区画が意に沿わないなどの理由で使用を辞退した場合は、今後、市営霊園の申込みは認められません。

申込みの流れ

1 申込みの受付

- 期間

平成26年8月1日（金）～平成26年8月19日（火）

- 時間

午前8時30分～午後5時15分

- 受付場所

申し込む霊園墓地	受付場所
北山霊園 河内北霊園 上河内東山霊園	北山霊園管理事務所 所在地 宇都宮市岩本町483番地 電 話 624-0316
東の杜公園	聖山公園管理事務所又は東の杜公園管理事務所 • 聖山公園管理事務所 所在地 宇都宮市上欠町345番地1 電 話 645-3712 • 東の杜公園管理事務所 所在地 宇都宮市氷室町2272番地1 電 話 667-8588

※ 申し込む墓地で提出先が異なりますのでご注意ください。
霊園管理事務所では、土、日、祝日も受け付けております。

2 抽選（公開抽選）

申し込む霊園墓地	日 時	抽選会場
北山霊園 河内北霊園 上河内東山霊園	平成26年9月1日（月） 午後2時から	北山霊園管理事務所
東の杜公園	平成26年9月2日（火） 午後2時から	東の杜公園管理事務所

※申込み数が募集数を超えた場合は「使用者と使用区画」を決定する抽選、申込み数が募集数に満たない場合は「使用区画」を決定する抽選となります。

3 抽選結果の通知

- 抽選後、申込者全員に抽選結果を通知します。

4 使用料の納付

- ・ 当選者には後日「使用料」及び「管理手数料」の納付書を送付いたしますので納期限までに納めていただきます。

※納期限までに使用料が納付されない場合は、使用を辞退したものとみなします。

5 使用許可

- ・ 使用料の納付を確認後、使用許可証を郵送します。

※使用料の納付を確認するのに1週間程度かかります。工事等お急ぎの方は、各霊園管理事務所までご相談ください。

墓地使用上の注意

- 1 墓地には焼骨以外は埋蔵できません。
- 2 以下の場合には墓地の使用許可を取り消すことがあります。
 - ・ 埋蔵場所を目的外に使用したとき。
 - ・ 使用権を譲渡、転貸したとき。
 - ・ 使用許可した日から3年を経過しても使用又は施設設置をしないとき。
 - ・ 管理手数料を支払わないとき。
 - ・ 法令または条例に違反したとき。
- 3 住所や氏名等に変更があった場合や、墓園使用許可証を紛失した時は、速やかに「墓園使用許可証記載事項変更及び再交付届」に必要書類を添付して届け出てください。
- 4 使用者の死亡などにより祭祀を引き継いだ方は、速やかに「墓園使用権承継届」を、必要書類を添付して届け出てください。
- 5 管理手数料は改定する場合があります。
- 6 使用区画内の維持管理（除草、清掃等）については、使用者が責任を持って行ってください。墓石等を設置していない場合も定期的に除草等を行ってください。

墓地の使用に関する申請・届出について

墓地の使用に関する申請・届出と必要書類は、次のとおりです。

事 項	必 要 書 類
墓碑等の設置工事をするとき	<ul style="list-style-type: none"> ○ 埋葬場所工事施工届 ○ 墓園土地一時使用許可申請書 ○ 墓園使用許可証 ※工事仕様書及び設計図 ※簡易のものは、その他工作物工事届
遺骨を埋蔵又は改葬するとき	<ul style="list-style-type: none"> ○ 墓園使用許可証 ○ 火葬許可証又は改葬許可証
使用者の氏名、住所、本籍に変更があったとき又は墓園使用許可証を紛失したとき	<ul style="list-style-type: none"> ○ 墓園使用許可証記載事項変更及び再交付届 ○ 墓園使用許可証(再交付は 300 円) ○ 住民票(本籍表示があるもの) ※使用者が宇都宮市民の場合には、住民票は必要ありません。
墓地の使用を承継するとき	<ul style="list-style-type: none"> ○ 墓園使用权承継届 ○ 墓園使用許可証 ○ 承継者の住民票と戸籍謄本 ○ 前使用者の除籍謄本 ※必要に応じて上位・同位者の承諾書とその関係がわかる戸籍 ※承継者が宇都宮市民の場合には、住民票は必要ありません。
墓地を返還するとき	<ul style="list-style-type: none"> ○ 墓園・納骨堂返還届 ○ 墓園使用許可証

墓碑等の設置工事について

1 墓碑等設置の手続き

- ・ 工事着手日の10日前までに、「埋蔵場所工事施工届」「墓園土地一時使用許可申請書」「墓地の設計図」等を下記の管理事務所へ提出してください。

工事を行う霊園墓地	提出先
北山霊園 河内北霊園	北山霊園管理事務所 所在地 宇都宮市岩本町483番地 電 話 624-0316
聖山公園	聖山公園管理事務所 所在地 宇都宮市上欠町345番地1 電 話 645-3712
東の杜公園	東の杜公園管理事務所 所在地 宇都宮市氷室町2272番地1 電 話 667-8588

- ・ 申請した墓地工事の許可後に「工事承認標」を受け取り、作業現場に掲示してください。
- ・ 工事を完了したときは、直ちに承認標を上記の各霊園事務所に返還し、施設等の制限に合っているか検査を受けていただきます。

2 施工上の注意

- ・ 工事区画を間違えないよう、十分確認してから施工してください。
- ・ 工事の際は、墓参者や周辺の墓碑及び施設などに十分注意してください。
- ・ 墓参者に配慮し、休日（土、日、祝日）及び盆、彼岸は、原則として施工できませんのでご協力ください。
- ・ 園内の水道で、作業用具は洗わないでください。
- ・ 廃材や掘削土は、責任をもって処分してください。
- ・ 万一、周辺の墓碑及び施設などに破損等のあった場合は、管理事務所へ報告するとともに、速やかに原状回復等の適切な対応をしてください。
- ・ 作業終了後は、必ず清掃してください。

※ 東の杜公園は、園路がアスファルト舗装の上、約1cmの豆砂利舗装のため、運搬車・クレーン車（キャタピラ車）の使用時は、園路と車両の間に敷板等を入れるなど破損しないようにお願いします。

墓碑等の設置基準

墓地に設置できる墓碑等の設置基準は、次のとおりです。

(単位：メートル)

霊園・種別		間口× 奥行	盛土	囲障	碑石	門柱	灯籠 五輪塔 地藏尊塔	塔婆立 墓誌 擬玉珠	樹木
北山霊園	第2種 12㎡	2.94 × 3.97	0.5	1.0	2.5	1.2	2.0	2.0	3.0
	第3種 6㎡	1.94 × 2.97	0.3	0.6	1.8	0.8	1.5	1.0	2.0
	第4種 4㎡	1.74 × 2.17	0.3	0.6	1.8	0.8	1.5	1.0	2.0
聖山公園	第4種 4㎡	1.74 × 2.17	0.3	0.6	1.8	0.8	1.5	1.0	1.0
東の杜公園	第4種 4㎡	1.74 × 2.17	0.3	0.6	2.1	0.8	1.5	1.5	1.0
その他の制限		<ul style="list-style-type: none"> ○ 埋葬場所の入り口は、埋葬場所前方の園路側とする。 ○ 碑石の向きは、園路側を正面とする。 ○ 碑石は、園路より「1m.以上」離すこと。 ○ カロートの深さは、測定基準点から0.5m.以内とする。 							

※別図1参照

霊園・種別		間口× 奥行	盛土	囲障	碑石	門柱	灯籠 五輪塔 地藏尊塔	塔婆立 墓誌 擬玉珠	樹木
東の杜公園	芝生 0.73㎡	0.68 × 1.08	/	/	0.6	/	/	/	/
その他の制限		<ul style="list-style-type: none"> ○ 墓碑の向きは市が指定する方向とする。 ○ 碑石のほか、花立及び香炉のみ設置することができる。 ○ 碑石等は納骨室の蓋の上に設置する。 							

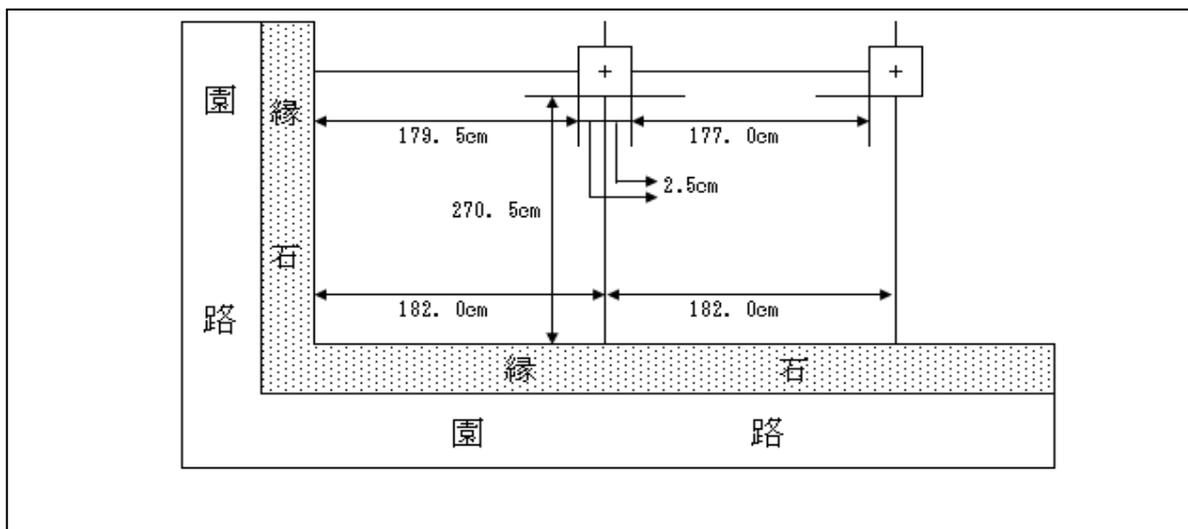
※別図2, 3参照

霊園・種別		間口× 奥行	盛土	囲障	碑石	門柱	灯籠 五輪塔 地藏尊	塔婆立 墓誌 擬宝珠	樹木
上河内 東山霊園	第3種 5㎡	2.0 × 2.5	0.3	0.6	1.8	0.6	1.8	1.0	2.0
その他の制限		<p>○ 図面作成の際、区画境界から内々2.5cm.で作成すること。</p> <p>○ 霊園整備の際に、区画によっては0.1mの盛土を行っているので、0.1m.差し引いて施工すること。</p>							

※別図1参照

霊園・種別		間口× 奥行	盛土	囲障	碑石	門柱	灯籠 五輪塔 地藏尊	塔婆立 墓誌 擬宝珠	樹木
河内北霊園	第1種 4.96㎡	1.82 × 2.73	0.3	0.6	2.0	0.7	1.3	1.2	1.2
その他の制限		<p>○ 使用区画に型枠分が含まれているため、互いに型枠分2.5cm.ずつ内々の寸法で図面を作成すること。(下図参照)</p>							

※別図1参照

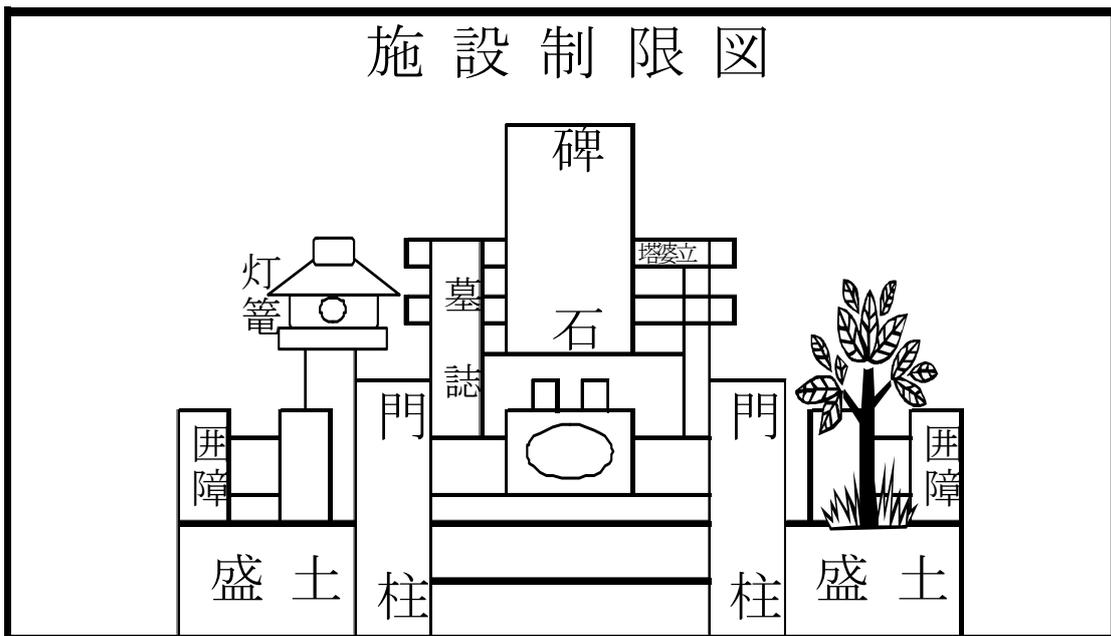


◎ その他注意事項

① 1種～4種までの区画について

- ・ 置灯籠を門柱上に設置するときは、灯籠の高さ制限とする。
- ・ 塔婆立が囲障と一体となっている「一体型塔婆立」は、塔婆立の高さとする。
- ・ 囲障に飾りとして設置される柱等は、擬宝珠ぎぼしと同じ制限とする。

図1 (1種～4種の設置イメージ)



② 芝生区画について

- ・ 高さは、花立や香炉も含め、納骨室の天端から 0.6mとする。
- ・ 墓石等は、既設の納骨室上からはみ出させずに、墓域中心部側から外周囲路側に向かって設置する。

図2 (芝生墓地の設置イメージ)

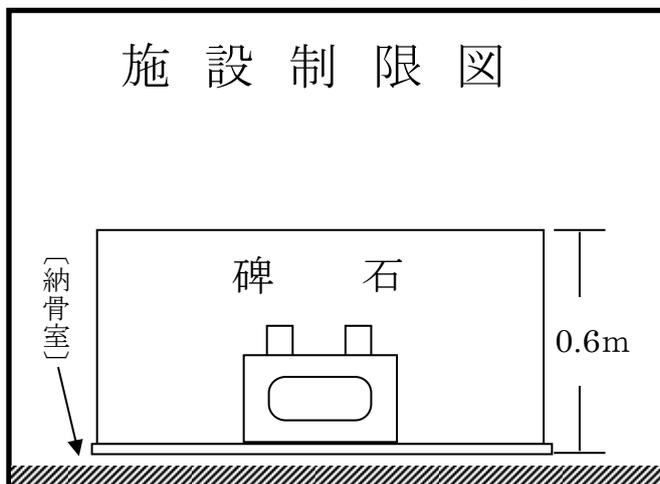
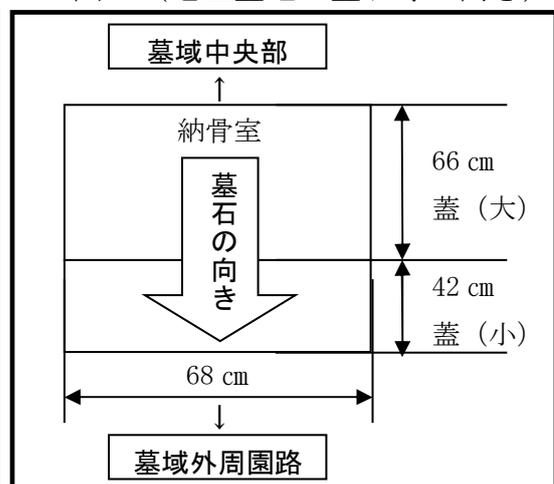


図3 (芝生墓地の墓石等の向き)



市営霊園地図

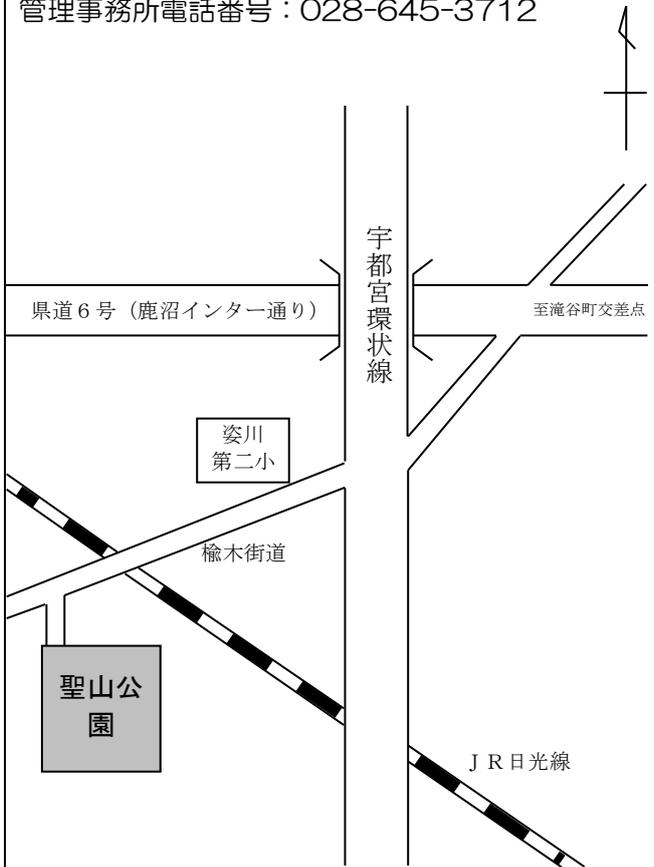
北山霊園

所在地：宇都宮市岩本町 483 番地
 管理事務所電話番号：028-624-0316



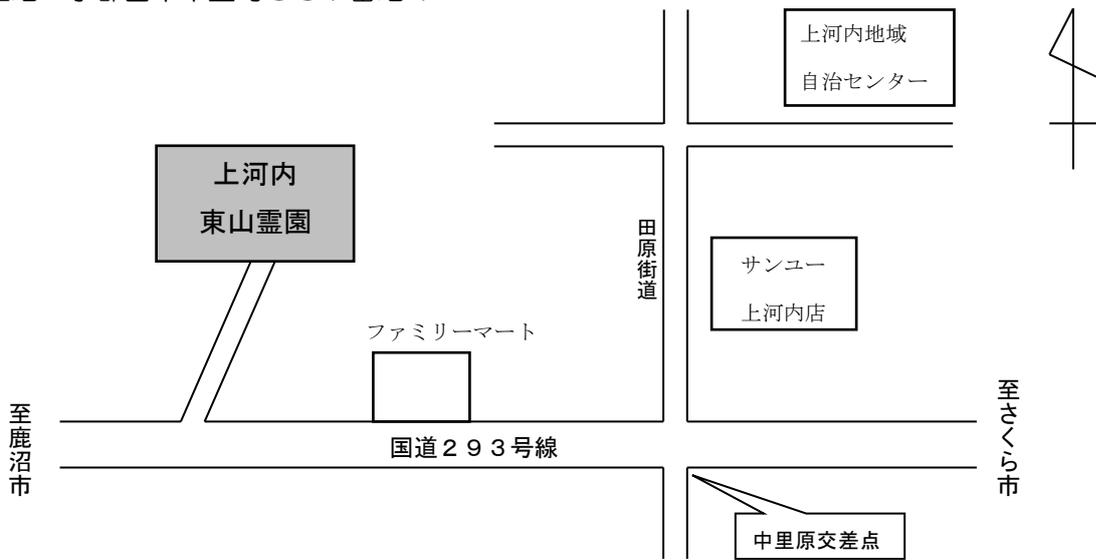
聖山公園

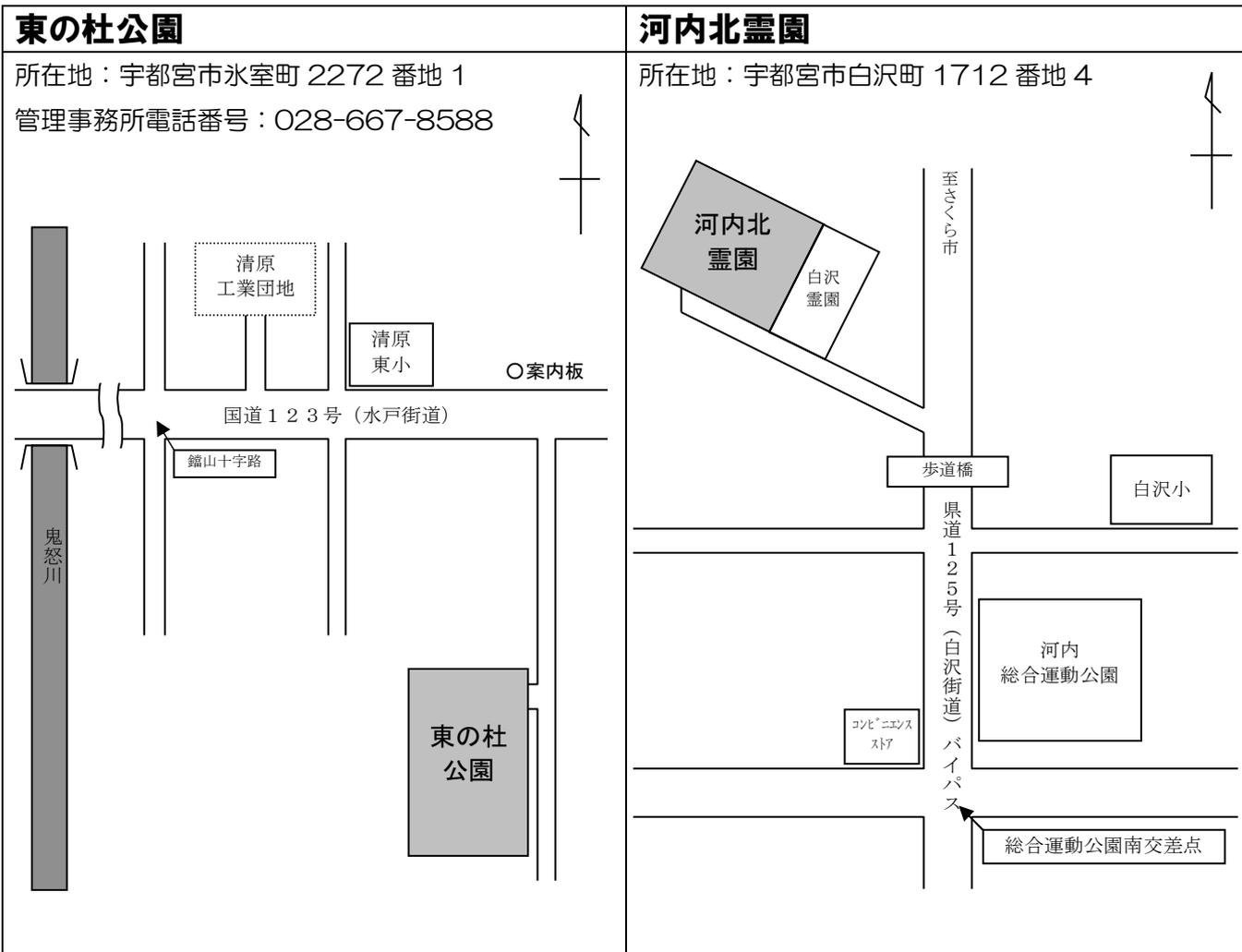
所在地：宇都宮市上欠町 345 番地 1
 管理事務所電話番号：028-645-3712



上河内東山霊園

所在地：宇都宮市中里町667番地 1





問い合わせ先

北山霊園管理事務所	電話：624-0316
聖山公園管理事務所	電話：645-3712
東の杜公園管理事務所	電話：667-8588
生活安心課（市役所2階）	電話：632-2819